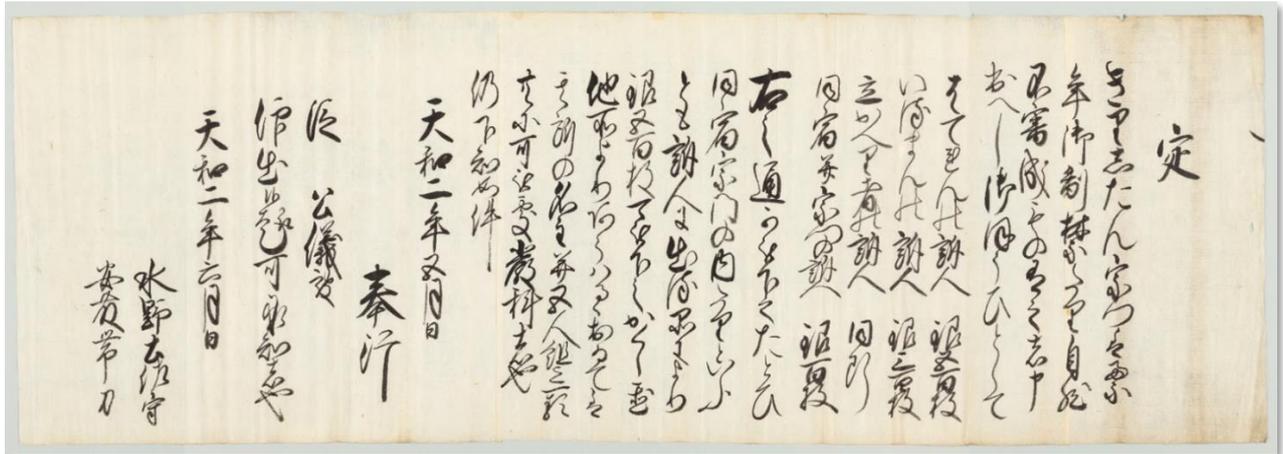


キリシタン禁制 —密告者には褒美を与える—

江戸時代の初め頃、和歌山城下には教会が建てられ、多くのキリシタンがいました。しかし、1613(慶長 18)年、江戸幕府が全国に禁教令を出すと、紀州藩でも次第にキリシタンの弾圧が強まってきました。和歌山市大川に伝わった古文書から、幕府によるキリスト教の取締りについて考えます。

1 資料

【資料】キリシタン禁制の触書



[* 資料全体のデジタル画像を見る](#)

【翻刻】

定
きりしたん宗門は累年御制禁たり、自然不審成もの有之者申出へし、御はうひとして

はてれんの訴人 銀五百枚
いるまんの訴人 銀三百枚
立かへり者の訴人 同断
同宿并宗門の訴人 銀百枚

右之通可被下之、たとひ同宿宗門の内たりといふとも、訴人に出る品により、銀五百枚可被下之、かくし置、他所よりあらはるゝおいては、其所の名主并五人組迄一類共ニ可被処嚴科者也
仍下知如件

天和二年五月日 奉行

従 公儀被
仰出候趣可承知者也
天和二年六月日 水野土佐守 安藤帯刀

【意訳】

定
キリスト教は長年禁止されている。もし、不審な者がいれば申し出よ。御褒美として、

- ・バテレン(宣教師)を密告した者に銀五百枚
- ・イルマン(修道士)を密告した者に銀三百枚
- ・一度棄教したが、再びキリシタンになった者を密告した者に銀三百枚
- ・同宿(布教を補助する者)や一般信者を密告した者に銀百枚

以上のとおりに与える。たとえ、同宿や信者であっても、申出内容によっては銀五百枚を与える。(キリシタンを) 匿い、そのことが他から露見した場合は、その地の名主及び五人組まで一類ともに厳しく処罰する。命令は以上のとおりである。

天和二年(一六八二)五月日 奉行

公儀(幕府)から命じられた趣旨を承知しなさい。
天和二年六月日 水野土佐守 安藤帯刀

【語句・人名】

- ・はてれん（＝バテレン、伴天連）…宣教師のこと。
 - ・いるまん（＝イルマン）…宣教師に次ぐ位の修道士のこと。
 - ・立ちへり者…一度棄教したが、再びキリスト教徒になった者。
 - ・同宿并宗門…布教活動を補助する者と一般のキリスト教徒。
 - ・奉行…特定の役職を示すものではなく、江戸幕府が高札などにより法令や禁令を發布する際に使用した表記。
初期は老中の官名を連署したが、寛永期（1624～44）末頃から単に「奉行」とのみ記すようになった。
 - ・公儀…幕府のこと。
 - ・水野土佐守…紀州藩付家老である水野家第3代・水野重上（1634～1707）。
 - ・安藤帯刀…紀州藩付家老である安藤家第4代・安藤直清（1633～1692）。
- ※付家老とは、幕府から御三家などに、藩主の補佐・監督のために付けられた家老のこと。紀州藩では、新宮に水野家、田辺に安藤家が配された。両家は他の家老とは明確に区別され、幕府から大名並の待遇を受けた。

2 解説

（1）和歌山城下のキリシタン

1605(慶長 10)年、紀州藩主浅野幸長（1576～1613）は、江戸城修築の御手伝普請のため江戸に滞在中、持病の皮膚病をフランシスコ会修道士アンドレスに治してもらったことをきっかけに、翌1606(慶長 11)年、アンドレスとソテロ神父(ともにスペイン出身)を和歌山城下に招きました。

同年秋には、和歌山城の近くに小さな教会と病院が建設され、フランシスコ会宣教師による布教が始まりました。この教会には、説教を聞くため一日あたり 300～500 人の人々が集まったと伝えられています。幸長が布教に好意的であったことから、江戸初期の和歌山城下には武士を中心に多くのキリシタンがいたとされています。

（2）紀州藩におけるキリシタン禁制の強化

1613(慶長 18)年に江戸幕府から全国的な禁教令が出されると、翌年には和歌山城下の教会が閉鎖され、布教活動も衰退の一途をたどりました。1619(元和 5)年、浅野氏に代わって入国した紀州徳川家の初代徳川頼宣は、当初キリスト教を黙認していましたが、1631(寛永 8)年に宗門改めの実施を命じ、キリシタンの摘発を行うなど、徐々に取締りを強化しました。

1637(寛永 14)年に島原の乱が起これると、幕府はキリシタンの弾圧を一段と厳格化し、紀州藩でもその徹底が図られました。海岸地域での詮索が続けられるとともに、キリシタンの訴人に褒賞銀が与えられることとなり、伊都郡名倉村（現橋本市高野口町名倉）などでキリシタンが検挙されました。

（3）本資料について

この古文書は、海部郡大川浦（現和歌山市大川）に伝わった 1682(天和 2)年のキリシタン禁制の触書で、いわゆる「訴人褒賞制」を明記したものです。幕府が発した禁令が、紀州藩付家老の水野氏と安藤氏の名で藩内に伝達されています。こうした触書は、高札として全国各地の街道筋や村役人宅、役所付近などに設けられた高札場に掲げられ、人々の目に常に触れられるようになっていました。

訴人褒賞制とは、キリシタンの密告者に対して幕府が賞金などを与える制度です。1622(元和 4)年頃に長崎で始まり、1637(寛永 14)年の島原の乱後に全国で実施されました。

ここでは、バテレン（宣教師）であれば銀 500 枚、イルマン（修道士）と立ち帰り者（復宗した者）であれば銀 300 枚、同宿（布教を補助する者）及び一般のキリスト教徒であれば銀 100 枚を、褒美として密告者に与えると記されています。また、キリシタンを匿ったことが発覚した場合は、その村の名主（紀州藩では庄屋と呼称）をはじめ五人組まで厳しく処罰するとしています。キリスト教信仰の禁止の周知はもちろんのこと、住民相互に監視させる意図が読み取れます。

こうしたキリスト教の取締りは、1873(明治 6)年、諸外国からの抗議により、明治政府がキリシタン禁制の高札を撤去するまで続きました。

3 活用のポイント

- 江戸幕府によるキリスト教の取締りが和歌山にも及んでいたことがわかる資料です。
- 本資料を読み解くことで、江戸幕府の禁教政策が絵踏や宗門改めのみではなく、キリシタンの密告奨励によっても成り立っていたことが理解できます。
- 資料読み取り時の着目ポイント（例）
 - ・バテレン・イルマン・同宿など訴えられた人物の地位によって褒賞金の額に差があること
 - ・同じキリシタンであっても「立ちかへり者」の褒賞金の額を大きくしていること
 - ・名主（紀州藩では庄屋）や五人組まで処罰するといった村の連帯責任を強調していること
 - ・江戸幕府からの命令が、紀州藩を介して浦（村）へ伝達されていること
- 褒賞金の額について、銀1枚を銀43匁^{もんめ}、金1両を銀60匁として換算すると、銀500枚は銀21,500匁となり、金358両となります。

*江戸時代の貨幣の価値は様々な要素を含めて考える必要があるため、単純に比較することはできませんが、仮に1両を10万円とすると、銀500枚は現在の価値で3,580万円となります。
- 「キリシタン」の表記は、江戸時代初期には「吉利支丹」が一般的でしたが、1680(延宝8)年に徳川綱吉が5代将軍に就任すると、「吉」の字を避け、「切支丹」や「鬼理死貪」などが使われるようになりました。本資料では、「きりしたん」とひらがなで表記されています。

4 出典

- ・和歌山県立文書館所蔵「大川浦文書Ⅰ」 整理番号4 「定（キリシタン邪宗門禁令）」
※文書群の詳細については、[「大川浦文書目録 解題」\(PDF\)](#) をご覧ください。

5 関連資料・ウェブサイト等

- ・[「潜伏キリシタン」\(ジャパンサーチ ギャラリー\)](#)
…踏絵などキリシタン関連の資料が見られるオンライン展示。
- ・[「キリシタン高札：正徳元年\(1711\)」\(同志社大学デジタルコレクション\)](#) …キリシタン禁制の高札。
- ・[『日本ばしの高札場』\(ARC 浮世絵ポータルデータベース\)](#) …高札場の様子を描いた浮世絵。
- ・[「江戸時代の1両は今のいくら？一昔のお金の現在価値」\(日本銀行金融研究所 貨幣博物館\)](#)

6 参考文献

- ・和歌山県史編さん委員会編『和歌山県史 近世』、和歌山県、1990年
- ・和歌山市史編纂委員会編『和歌山市史 第2巻』、和歌山市、1989年
- ・清水紘一「キリシタン訴人褒賞制について」(キリシタン文化研究会『キリシタン研究 第19輯』吉川弘文館、1979年)
- ・安藤精一「近世和歌山のキリシタン」(安藤精一編『和歌山の研究 第3巻 近世・近代篇』清文堂、1978年)
- ・播磨良紀「紀州藩における宗門改制度の成立について」(『和歌山地方史研究』第6号、1983年)
- ・佐久間正訳、Hubert Cieslik S.J.解説「1607年のムニョス報告書 附録ソテーロの二書簡」(キリシタン文化研究会『キリシタン研究 第11輯』吉川弘文館、1966年)